

苫小牧市ゼロカーボン推進事業（再エネ設備導入補助） 交付要領

1 事業の目的

市内企業のゼロカーボンに係る取組支援及び再生可能エネルギーの普及促進を行うため、CO₂排出量削減に資する設備を導入する事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

- ・苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第5条に規定する要件を満たすものとします。
- ・市内に事務所又は事業所を有する中小企業が対象となります。
- ・中小企業の要件は下記「中小企業基本法」の定義において業種に応じたA又はBの要件のいずれかに該当する会社及び個人となります（みなし大企業を含む）。

業種	A	B
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・会社法人以外の法人及び個人事業主は、上記の主たる業種に応じて、要件に該当すれば中小企業となり、該当しなければ対象外となります。
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人は「①製造業その他の業種」の要件を参照してください。
- ・国又は地方公共団体が出資する企業・団体は対象外となります。

3 補助条件

本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しており、交付要件（別表1）を満たしていることが条件となります。（下記抜粋）

- ・CO₂の排出削減に効果のあるものであること。
- ・商用化され、導入実績のある設備であり、中古設備でないこと。

- ・ J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・ 補助金交付申請は事業に着手する日の前日までに行うこと。
※着手日は、契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほうを指す
- ・ 補助対象経費は事業の用にのみに供する設備であること。
- ・ 令和 9 年 2 月 26 日までに事業が完了し、報告書を提出すること。
※事業完了とは、「設置工事」及び「支払い又は領収書受領」の完了を指す
- ・ 事業完了後、速やかに報告書を提出し、令和 9 年 3 月 31 日までに交付金の支払いが完了すること。
※年度内に支払いが完了しない場合、補助金の交付については取り消しとなります。

4 補助対象設備

補助対象となる設備は、表 1 に掲げる設備となります。

(表 1 補助対象設備)

(1)	太陽光発電設備（自家消費型）
(2)	蓄電池

【交付要件】

(1) 太陽光発電設備

- ・ FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- ・ 自己託送を行わないものであること。
- ・ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠した事業であること。
- ・ 10 キロワット以上の太陽光発電設備の場合、廃棄等費用について必要な経費を算定し、積立等を実施するよう努めること。
- ・ 10 キロワット以上の太陽光発電設備の場合、火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- ・ 導入する設備で発電して自家消費する電力量を 50%以上とすること。
- ・ 出力は 50 キロワット未満のものであること。

(2) 蓄電池

- ・ (1) の太陽光発電設備の付帯設備として同時に設置するものであること。
- ・ 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・ 停電時にのみ利用する非常用予備電源でないこと。
- ・ 「6.補助金額」に定める価格以下の蓄電システムであること。
- ・ 家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・

税抜き) の蓄電システムとなるよう努めること。

5 補助対象経費

補助対象経費は、表 2 に掲げる経費となります。ただし次の条件を満たすこと。

- ・国・道からの補助金がある場合は、補助対象経費から控除すること。
- ・消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めないこと。
- ・補助事業の実施については、要綱第 6 条第 2 項のとおり、特定の事業者でなければ実施できない場合等を除き、市内に事業所を有する事業者の活用に努めること。
- ・2 社以上の事業者の見積書を添付すること。少なくとも内 1 社は市内事業者から見積もりを徴取すること。

(表 2 補助対象経費)

工事費	補助事業の実施に必要な設備・機械の設置工事等に要する経費
設備費	補助事業の実施に必要な設備・機械の購入等に要する経費
業務費	補助事業の実施に必要な設備・機器に係る調査・設計等に要する経費
事務費	補助事業の実施に必要な事務に要する経費

※経費の細分、内容については、重点対策加速化事業対象経費一覧(別表 2)を確認してください

対象外経費例) フェンス、門扉材、フェンス設置工事、申請・検査立会費、伐採・整地工事費、キュービクル改造工事など、直接的に工事に関係しないもの

なお、補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して整理され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

6 補助金額

(1) 太陽光発電設備

最大出力値に 1 キロワット当たり 7.5 万円を乗じた額

※最大出力値は、太陽光パネル(モジュール)の公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値(キロワット表示・小数点以下切捨て)を用いる

(2) 蓄電池

蓄電池の価格(円/kWh)の 2 分の 1 以内

※家庭用(20kwh 未満): 14.1 万円/ kWh (工事費込み・税抜き)

業務用(20kwh 以上): 16 万円/ kWh (工事費込み・税抜き)

7 交付申請

(1) 申請期間

令和8年5月1日(金)【予定】～令和9年2月26日(金)

※事業着手日は、国の交付金の内示日以降となります。(令和8年4月頃予定)

内示日以前の事業着手事業については、交付金対象外となりますので、申請前に必ず担当へご確認ください。

※国の交付金の内示日以降で、採択(国の交付決定日以後)より前に申請する場合は「事前着手の理由書」が必要になります。

(2) 申請方法

- ・申請書類は、下記宛先に直接持参し提出してください(代理申請可)。
- ・受付順の管理上、原則、郵送は不可とします。
- ・持参が困難な場合は郵送による提出を可としますが、郵便到着日中に予算額に達した場合は、持参により提出された申請書を優先することをご了承ください。

※Eメールによる提出は不可とします。

申請書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

<申請書受付・問い合わせ窓口>

苫小牧市役所 7階 産業経済部 企業政策室 工業雇用政策課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6432

各様式は苫小牧市公式ホームページ(工業雇用政策課)に掲載されています。

URL: <https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/kosho/rodokoyo/hojoseido/r8support.html>

- ・申請書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。
- ・同一法人・事業者での申請は、1申請/年度に限ります。ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業との併用は可能です。

(3) 申請書類(全て写し可)

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業実施計画書(様式第1号 別紙2-①、2-②)
- ③補助対象経費予算内訳書(様式第1号 別紙3)
- ④必要経費の見積書
- ⑤法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑥市税納付状況調査同意書
- ⑦重要事項説明書
- ⑧導入する設備の仕様が分かる書類

※メーカーや能力が分かる製品カタログ、製品を紹介しているホームページ等

⑨設備設置予定場所の現況写真

※事業所の外観写真も含めて提出してください

⑩設備設置予定場所の配置図

※事業所全体の配置図により設置場所を示してください

⑪電力会社との契約書

※余剰電力を電力会社に売電する場合は、契約書の写しを提出してください

⑫結線図（蓄電池）

※太陽光発電設備と接続している付帯設備であることの証明書類

導入設備の数（太陽光パネル枚数、パワーコンディショナー台数等）がわかるもの

⑬発電する電力の消費量計画書

※年間の発電見込量、自家消費見込量、売電見込量等を記載した積算資料を提出してください（任意の積算資料で可）

⑭その他市長が必要と認める書類

※上記提出資料で事業内容が確認できない場合に、追加で書類等を提出いただく場合があります

（４）採択方法

申請書について、事業の要件を満たすか、目的に沿っているか等を確認し、申請書の提出時及び実地検査にてヒアリングを行います。

本事業は国の交付金を活用しているため、採択は国の交付決定日以後となります。（令和８年５月末頃予定）

また、先着順に交付決定し、予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

（５）結果の通知

①申請者に対して、結果を文書にて通知します。

②採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、業種、資本金、従業員数、事業計画名、事業概要等をホームページで公表することがあります。

８ 変更・中止

（１）提出期間

補助金交付決定後、決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに必要書類を提出し市長の承認を受けることが必要です。

（２）提出方法

- ・報告書類は、上記宛先に申請事業者が直接持参し提出してください。
- ・持参が困難な場合は郵送による提出を可としますが、提出前に必ず工業雇用政策課にご相談ください。
- ・報告書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

（３）提出書類

①事業変更申請書（第２号様式） or 事業中止承認申請書（第３号様式）

②変更後の事業計画書

③変更後の見積書

※計画の変更により補助金交付決定額を増額することはできません

※事業の目的の変更を伴わない10%以内の費用の減少の場合の申請は不要です

9 実績報告

(1) 報告期間

補助事業が完了次第、速やかに必要書類を提出してください。

(2) 報告方法

- ・報告書類は、上記宛先に申請事業者が提出してください（持参、郵送又はEメールによる）。
- ・報告書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。
- ・報告書類は返却しませんので、必ずコピーをして保管してください。

(3) 報告書類

①補助金完了報告書（様式第4号）

②事業結果報告書（様式第4号 別紙2）

③補助対象経費決算内訳書（様式第4号 別紙3）

④事業に係る経費の領収書の写し

※銀行振込の証明書類も可。手形・小切手による支払いは不可

⑤事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料

※導入後設備の写真、導入場所等

(4) 完了検査

報告書類を確認後、完了検査を実施し導入設備について確認を行います。

(5) 補助金の確定・交付

①申請者に対して、内容を審査のうえ、文書にて通知します。

②審査の結果、補助対象外経費を含むことが判明した場合は、補助対象の範囲内で額を確定します。

(6) その他

対象と認められた経費について上限額まで補助します。ただし、予算の都合等により申請額が満額交付されない場合があります。

10 その他・留意事項

(1) 本補助金は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用するものであり、申請にあたっては、各要件について必ず熟読のうえ事業を行ってください。なお、要綱を確認していない場合は、交付決定が取り消しとなる場合がありますのでご注意ください

(2) 電気事業法の改正（令和4年6月）により、10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備を設置する事業者は経済産業大臣に所定の届出を行

うこととなっておりますので、必要な手続きを行い、市に報告してください。

※詳細は以下の URL を参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

Q & A（令和8年5月1日更新）

Q 1 蓄電池を単体で導入しても補助の対象になるか

対象外です。単体での導入は補助対象になりません。太陽光発電設備の付帯設備として同時に設置する場合にのみ対象となります。

Q 2 全量売電は対象となるか

対象外です。本事業により導入する設備で発電し、発電量の50%以上を自家消費することが条件となります。

Q 3 自家消費率はどのように提示すればよいか

本事業により導入する設備で発電する年間発電量を算出し、そのうち50%以上を消費する（見込み）ことを証明できる資料等を添付してください。（電力消費の計画書等）設置後の検査・報告において要件を満たしていることを確認します。

Q 4 リースは対象となるか

対象となります。

リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付されたうえで、補助金額相当分がリース料金から控除される必要があります。

また、リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を添付してください。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保してください。

Q 5 PPA は対象となるか

対象となります。

PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付されたうえで、補助金額相当分がサービス料金から控除される必要があります。

サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を添付してください。

Q 6 法定耐用年数とは

法定耐用年数とは機械設備や建物などの固定資産の使用できる期間として、法的に定められた年数のことです。

減価償却資産の種類ごとに「法定耐用年数」が定められており、本事業の対象設備は以下のとおりです。

- ・ 太陽光発電設備 17年

※『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）』の中の、別表第二 機械及び装置の耐用年数表 31 番 電気業用設備 その他の設備 主として金属製のもの（17年）

- ・ 蓄電池 6年

※『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）』の中の、別表第一 建物附属設備 電気設備 蓄電池電源設備（6年）

Q 7 既に太陽光発電設備を設置しており、設備の入替や増設でも対象となるか

設備の更新や増設は対象となりません。本補助金は、再生可能エネルギーの普及拡大を目的としており、新たに導入する場合のみを対象としています。

Q 8 知人から有償で譲り受けたものや、中古品は対象となるか

対象外です。

整備する設備は、商用化され、導入実績のある新品のものに限ります。

Q 9 店舗兼住宅に対象設備を設置する場合は、補助対象になるか

店舗・事務所等との併用住宅に設置する場合も、店舗・事務所等にて自家消費する場合は、対象となります。

Q 10 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値、パワーコンディショナーの定格出力合計値に小数点以下がある場合はどのように記載したら良いか

小数点以下を切り捨てた数値としてください。

例) 19.7kw → 19kw

Q 1 1 本事業で導入する発電設備による発電電力を自己託送することはできるか

一般電気事業者が維持、運用する送配電ネットワークを介して自己託送する場合は、本補助金の対象外となります。

Q 1 2 太陽光発電設備の補助金算出方法について

太陽光発電設備の補助率 7.5 万円/kw

→太陽光パネル（モジュール） 公称最大出力合計 10.5kw
パワーコンディショナー 定格出力合計 10kw の場合、
低い方の値 10kw×7.5万円＝75万円 の補助金額となります。

Q 1 3 太陽光発電設備の最大出力値の考え方について

最大出力とは、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方の値となります。

Q 1 4 事業が年度内に終わらなかった場合はどうなるか

期限内に事業が完了し年度内に交付金の支出が完了する事業が対象となります、年度内に全てが完了しなかった場合は交付取消しとなりますのでご注意ください。

Q 1 5 補助金の返還が求められることはあるか

補助事業により取得し、又は効果の増加した財産について、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。

Q 1 6 一事業所内に複数の建物があり、それぞれに太陽光発電設備を設置する場合全て申請することは可能か

電力契約ごとに1申請となります。建物ごとに電力契約が異なる場合、いずれか1棟のみが申請対象となります。

また、同一年度内に複数に分けて申請を行うことはできません。一つの申請につき、太陽光発電設備においては出力、蓄電池においては価格上限等の各要件を満たす必要があります。